令和8年度部活動指導員配置事業に係る

部活動指導員研修





参考：学校部活動指導資料（令和7年3月改訂）
岡山県教育委員会
URL:https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/604890_9287604_misc.pdf

研修の流れ

部活動指導員　任用時の研修

オンデマンド研修（この動画）

➤全般的な内容を研修

各学校による研修

➤各学校・部に応じた研修
　各部の目標・方針・課題
　各部の用具・施設の管理
　緊急連絡先の確認　など

研修の流れ

１　部活動指導員の役割・身分

２　体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

３　安全管理と事故防止

４　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

５　グッドコーチ

研修の流れ

公務員心得

1　部活動指導員の役割・身分

2　体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

3　安全管理と事故防止

4　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

5　グッドコーチ

指導員心得

研修の流れ

１　部活動指導員の役割・身分

２　体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

３　安全管理と事故防止

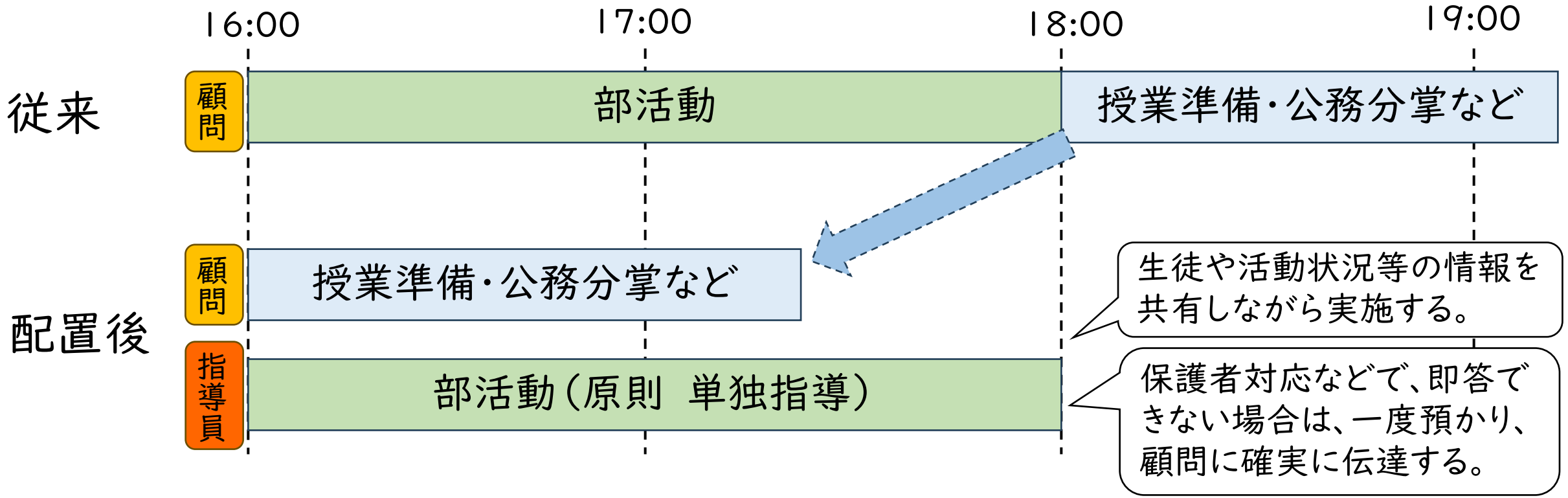
４　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

５　グッドコーチ

1　部活動指導員の役割・身分

部活動指導員の役割

部活動の質を担保しつつ、教員の部活動に要する勤務時間の縮減を図る



Ⅰ 部活動指導員の役割・身分

単独指導を行う。
単独引率も可能。

- 実技指導
- 学校外での活動に係る生徒の引率
 （大会、練習試合、地域の行事催し等）



服務規程

- 校長の監督を受ける義務
- 安全配慮義務
- 秘密を守る義務
- 信頼を損なう行為の禁止
- 体罰・ハラスメント等の禁止

など

・不特定多数の人がいる場で生徒のことを話す → ×
・無断のSNSアップ等 → ×

Ⅰ 部活動指導員の役割・身分

部費等



公費に準じた適正な会計処理

横領や着服、リベートの享受、業者との癒着などの不祥事が発生しないよう学校として組織的な
点検・監査体制の整備

学校の備品の使用
賠償責任保険や部費等で対応し
生徒個人が修理費等を負担することがないようにする

年度末には**文書**による会計報告

注意が必要な代表例
- 会場使用料等が発生する場合 → チケット等は生徒が必要な枚数を購入する
- 楽器等の備品が破損した場合 → 生徒個人が負担することがないよう配慮

研修の流れ

１　部活動指導員の役割・身分

２　体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

３　安全管理と事故防止

４　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

５　グッドコーチ

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、**体罰を加えることはできない。**

「学校教育法第11条」

校長及び教員（以下「教員等」という。）は、**児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。**体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け）【抜粋】

部活動は学校教育の一環であり、**特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えない**ことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。

文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月）【抜粋】

体罰・ハラスメント

↓

人権侵害行為であり決して許されないもの

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

以下の事柄が、体罰・不適切な指導・ハラスメントに当たる場合は判定欄に「×」をつけましょう。

	事例	判定
1	練習中に集中していない生徒の頬を、気合を入れるつもりで軽く叩いた。	
2	初歩的なミスをした生徒に対し、罰として他の部員が休憩している間、過度な走り込みを命じた。	
3	ミスをした部員に対し、前部員の前で「お前のせいでチームが負ける」「やる気がないなら今すぐ辞めろ」と長時間怒鳴りつけた。	
4	指導者の意に沿わない発言をした生徒に対し、一切の技術指導を行わず、他の部員に対してもその生徒と話さないよう暗に求めた。	
5	生徒の体形や体重について「そんなデブじゃ動けない」「もっと痩せろ」と不快感を与える表現で繰り返し指示した。	
6	顧問の立場を利用して、休日に個人的な買い物への付き添いを命じた。	
7	練習の合間に、異性の生徒のユニフォームの着こなしを注意する際、身体の一部に触れたり、性的な冗談を言ったりした。	

学校部活動指導資料P22、23

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

以下の事柄が、体罰・不適切な指導・ハラスメントに当たる場合は判定欄に「×」をつけましょう。

	事例	判定
1	練習中に集中していない生徒の頬を、気合を入れるつもりで軽く叩いた。	×
2	初歩的なミスをした生徒に対し、罰として他の部員が休憩している間、過度な走り込みを命じた。	×
3	ミスをした部員に対し、前部員の前で「お前のせいでチームが負ける」「やる気がないなら今すぐ辞めろ」と長時間怒鳴りつけた。	×
4	指導者の意に沿わない発言をした生徒に対し、一切の技術指導を行わず、他の部員に対してもその生徒と話さないよう暗に求めた。	×
5	生徒の体形や体重について「そんなデブじゃ動けない」「もっと痩せろ」と不快感を与える表現で繰り返し指示した。	×
6	顧問の立場を利用して、休日に個人的な買い物への付き添いに誘った。	×
7	練習の合間に、異性の生徒のユニフォームの着こなしを注意する際、身体の一部に触れたり、性的な冗談を言ったりした。	×

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

児童生徒性暴力等

① 児童生徒等（学校に在籍する幼児、児童又は生徒及び18歳未満の者をいう。）に性交等をすること又は性交等をさせること
② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
③ 児童ポルノ法違反
④ **児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること**等
- 衣服その他身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の**身体の一部に触れること**
- 盗撮

⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動（SNSやメール等を用いることを含む。）であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること

※刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない**
「岡山県教育委員会『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』研修資料」

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止



5つの禁止行為

①不必要な身体接触
②密室での1対1での対応
③私的なメールやSNSによる児童生徒とのやりとり
④許可なく車に同乗させる
⑤許可なく校内でスマホを使用

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

体罰・不適切な指導・ハラスメントになってしまうとしたら？

「自分は絶対に大丈夫」と思っていても、特定の条件や感情が重なったとき、思わず不適切な言動をしてしまうかもしれません。自分にとってリスクが高いシチュエーションを考え、☑を付けて見ましょう。

誰に対して？	どんな場面・状況で？	どのような思い・感覚で？
□期待をかけている、中心選手やリーダーに □何度も同じミスを繰り返すなかなか伝わらない生徒に □反抗的な言動や態度を見せる生徒に □一生懸命やっているのに、できない生徒に □ルールや約束を守らない生徒に □自分と性格が合わないと感じてしまう生徒に □その他「　　」	□大会や試合の直前など、結果が求められる場面で □他の児童生徒や保護者が大勢見ている面前で □放課後の教室や部室など、2人きりになりやすい場面で □練習時間が長引き、心身ともに疲弊しているときに □組織的な対応ができず、自分1人で抱え込んでいるときに □その他「　　」	□「この子の成長のためには厳しさが必要だ」という強い信念から □「自分も昔、こうやって指導されてきた」という経験則から □「言葉で言っても伝わらない」という焦りや無力感から □「指導者なのだから、いう事を聞かせて当然だ」という優位性の意識から □「相手も嫌がっていない（理解してくれている）」という思い込みから □「私生活のストレスや多忙」で自分自身の心に余裕がなくなっているとき □その他「　　」

学校部活動指導資料P22、24

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

もし、体罰・不適切な指導・ハラスメントをしてしまいそうなシチュエーションになったら、どう行動するか、自分をコントロールするための具体的なルールを決めましょう。

IF もしも、体罰等をしてしまうとしたら？	THEN その時、どうする？
例）一生懸命やっているのに、できない生徒へ、大会直前の指導中にイライラして、声を荒げそうになったら、	例）一旦その場を離れる。

研修の流れ

1　部活動指導員の役割・身分

2　体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

3　安全管理と事故防止

4　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

5　グッドコーチ

研修の流れ

指導場面で事故につながりそうな場面・起こり得る事故を書き出してみましょう。

3 安全管理と事故防止

防球・防矢ネット等その競技に応じた施設・設備の整備



- 施設・設備の点検
- 危険の事前発見
- 危険の除去等の改善措置

- 気象条件や生徒の体調の変化等を見逃さない
- 活動場所を離れる場合は他の職員に監督を依頼する

安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促す

3 安全管理と事故防止

安全配慮義務上 重要になる視点

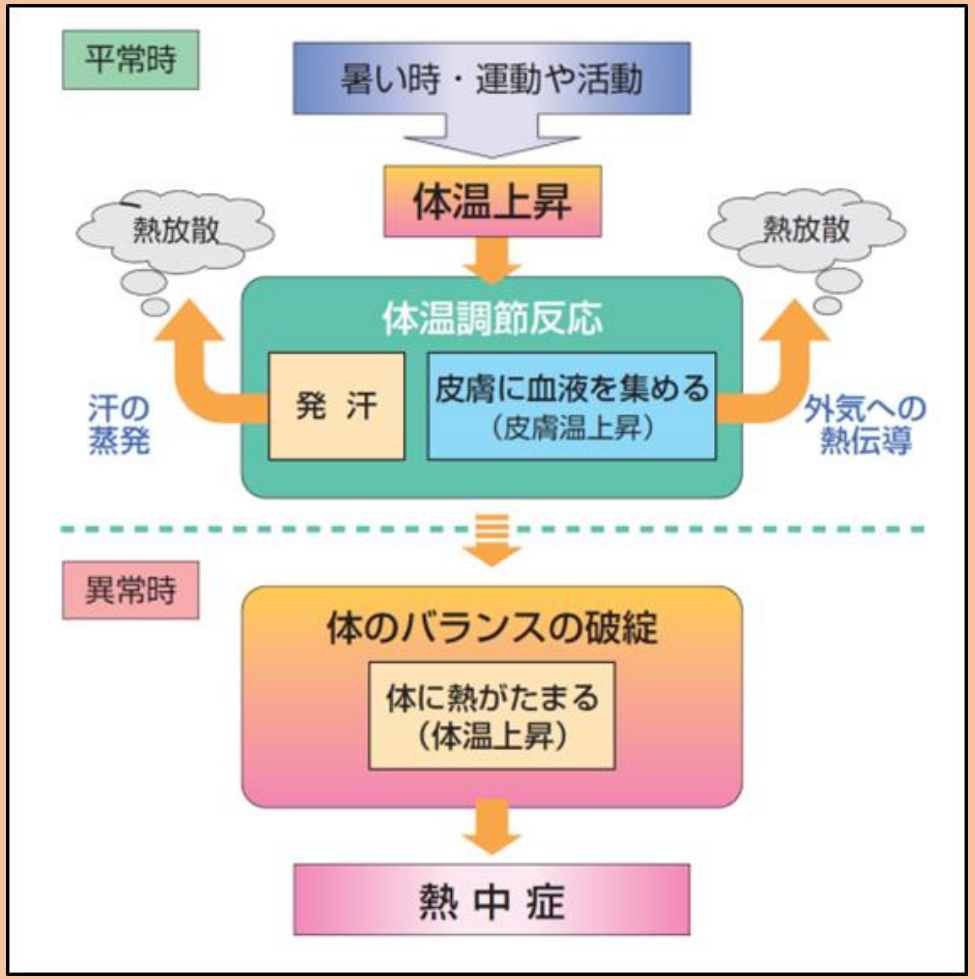
- □ 活動計画に無理はないか（準備運動/難易度/発達段階など）
- □ 服装・物品・施設は安全な状態か
- □ 生徒の能力等の把握（技術の習熟度の確認など）
- □ 生徒の健康状態の把握（指導前・指導中・指導後）
- □ 指導上の注意は適切か（約束事〈場所やルール〉の内容・伝え方）

3 安全管理と事故防止

熱中症

- 夏季だけでなく春先も
- 運動部だけでなく文化部も
- 屋外だけでなく屋内も

熱中症の起こり方



文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）

落雷等

- 雷鳴が聞こえたら対策を
- 雷ナウキャストの活用を

https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#lat:37.640335/lon:142.855225/zoom:6/colordepth:deep/elements:thns

3 安全管理と事故防止

熱中症予防の原則

- □ 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
- □ 暑さに徐々に慣らしていくこと
- □ 個人の条件を考慮すること
- □ 服装に気を付けること
- □具合が悪くなった場合は早めに運動を中止し、必要な処置をすること

文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」
（令和3年5月）参考

3 安全管理と事故防止

応急処置及び安全確保	危機管理体制の確立	保護者への対応	関係機関への連絡	その他
• 意識を失った時点で、他の教職員に**救急車出動を要請** • 既往歴、事故発生時からの時系列の生徒の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡す	• **記録者を決め**、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録	• 生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明	• 教育委員会へ直ちに第一報 • 事故の程度や状況、生徒の容態によっては警察へ連絡	• 事故原因の究明 • 再発防止

3 安全管理と事故防止

チェックしてみましょう

もしも、一人の時に事故が起きてしまったら

□迷わず救急車を呼べるでしょうか
□近くのAEDはどこにあるでしょうか
□自信をもって応急手当をできるでしょうか
□冷静に周囲の生徒に指示できるでしょうか
□忘れず時系列の記録を取れるでしょうか
□管理職や保護者の電話番号はわかるでしょうか

3 安全管理と事故防止



日本スポーツ振興センター
スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）より抜粋

＜事前に確認しておく事項＞
- ●学校の住所
- ●AEDの場所
- ●救急車の侵入経路
- ●緊急時連絡先（最低2か所）
- ●近隣医療機関連絡先
- ●対応に迷った際の連絡先
 （＃7119など）

3 安全管理と事故防止

大会等の引率について

➤指導場所等、通常と違うことで起こりうるリスクを事前に顧問と検討し、生徒へ事前指導を行う

（例）

□目的地までの経路や現地の交通事情
□生徒の休憩場所を含む旅程の綿密な計画・確認
□緊急時の連絡方法（顧問・管理職）
□緊急時が起った後の指導体制
□怪我をした場合の医療機関の有無、AEDの設置場所

➤引率中は健康管理と事故防止に万全を期す

研修の流れ

1　部活動指導員の役割・身分

2　体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

3　安全管理と事故防止

4　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

5　グッドコーチ

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

部活動とは

生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則　第4節の2の（13）
高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）においても同様の内容記載

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

合理的とは

合理的とは、発達の段階や運動の特性や魅力に応じて、運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等などを科学的に理解すること
（学習指導要領抜粋）

学校部活動用指導手引きの活用

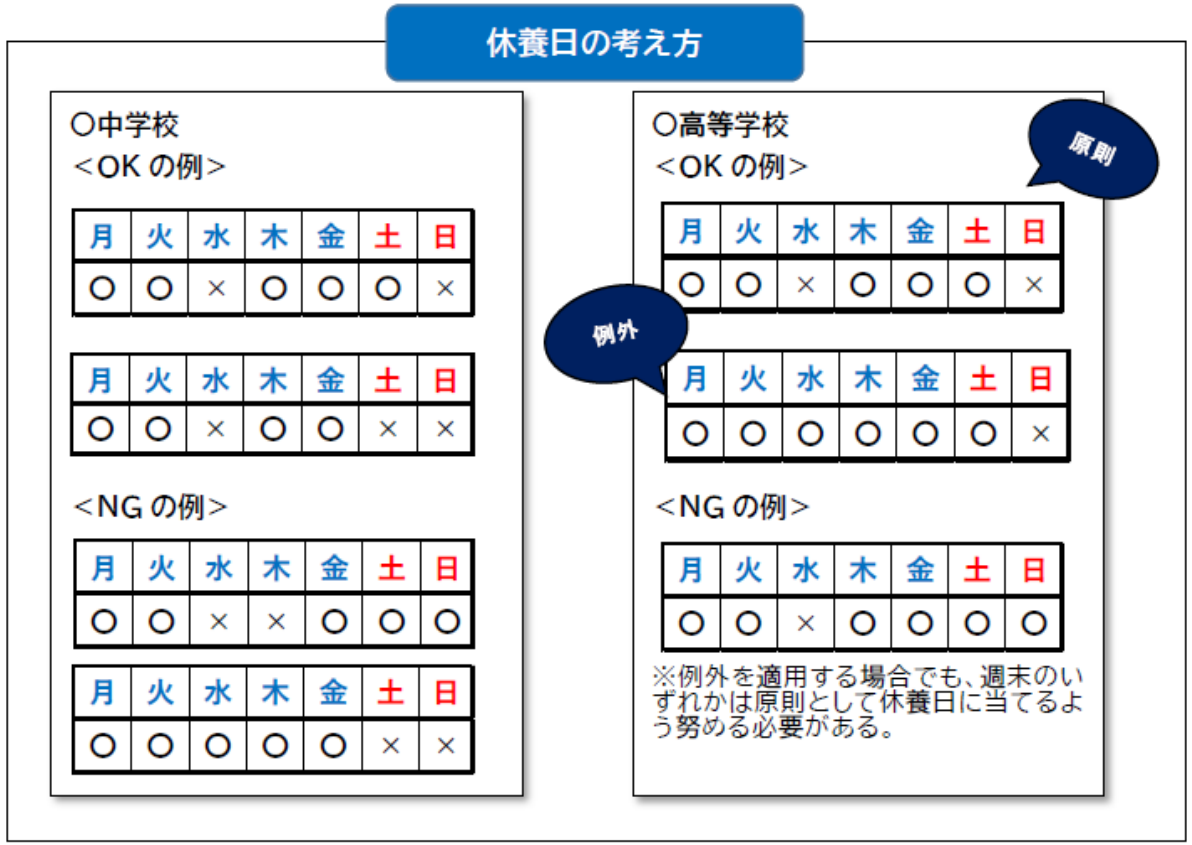
- 中央競技団体
- 学校部活動に関わる各分野の関係団体等

生徒の心身の健康管理

- 部活動日誌
- 女子生徒特有の健康管理

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

適切な休養日等の設定



基本的には
週当たり**2日以上**の休養日（平日1日＋週末1日以上※）

週末に大会がある場合は休養日を振り替える

※中学校では週11時間程度、高等学校では週16時間程度を超えない範囲なら、週2日以上の休養日を設けた上で、休日に2日間連続して活動することも可能

学校部活動指導資料P35

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

活動時間の考え方

〇活動時間に含まれるもの
- 学校管理下での**自主練習や朝練習**
- ウォーミングアップ
- クーリングダウン

〇活動時間に含まれないもの
- 会場への移動、準備、片付け
- ミーティング
- 複数校で練習試合を実施する際の休憩、見学の他、審判、審判補助、記録員等の試合の補助等

1日の活動時間

長くとも平日では**2時間**程度

学校の休業日・週末

3時間程度

高等学校段階では、競技や分野の特性等により1日の活動時間が原則を超える場合は、長くとも平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とする。その際は、週当たりの活動時間の**上限は16時間**程度とし、各学校において適切に設定する。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

女性特有の健康管理

1	利用エネルギー不足	エネルギー消費量に対してエネルギー摂取量が不足する状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼす。
2	運動性無月経	運動が原因でおこる3か月以上の続発性無月経のこと。
3	骨粗しょう症	無月経による骨量の減少により、疲労骨折を発症する危険が高まる。
4	PMS（月経前症候群）	腹痛・腰痛・頭痛の身体症状及び、憂鬱などの精神不快感を伴う場合がある。
5	月経困難症	月経の諸症状により通常の活動が困難になる場合がある。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

障害のある生徒への対応

①障害の代表的な特徴を把握する
②指導対象者の特徴（身体機能やコミュニケーション方法等）を把握する
③指導対象者のできること、得意なことを活かしながら、創意工夫をもって指導する



スポーツ庁HP
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1379526_00004.htm

研修の流れ

1　部活動指導員の役割・身分

2　体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止

3　安全管理と事故防止

4　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

5　グッドコーチ

7 グッドコーチ

グッドコーチに向けた「7つの提言」

- 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
- 自らの「人間力」を高めましょう。
- 常に学び続けましょう。
- プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
- 自立したプレーヤーを育てましょう。
- 社会に開かれたコーチングに努めましょう。
- コーチの社会的信頼を高めましょう。

オンデマンド研修は以上になります。
学校研修と併せて、研修が終了したら、
以下のURL（岡山県電子申請サービス）
より受講完了の手続きをお願いいたします。



ももっち©岡山県

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55678